

税理士 松嶋 洋



### ヒヤリ・ハット！ 事例1 在庫部分の課税仕入れが認められない！

当社は課税売上高30億円超の企業。平成25年3月に子会社（製造業）を資本金2,000万円で設立して3期目。設立1期目は、事業年度が1月末満であったこともあって、売上も経費もゼロであったが、2期目において大量の材料仕入れを行った。

子会社は2期目も売上がほとんどないこともあって、多く仕入れた分の消費税の還付申告を行ったが、税務調査において、在庫部分の課税仕入れは認められないと指摘された。

### ■ 応急処置

#### 自社の3期目の納税義務を確認

在庫部分の課税仕入れが認められない、ということは、翌期免税事業者の期末棚卸資産の調整（消法36⑤）の適用がある、ということを意味している。2期日の申告が問題視されているため、3期目に当社が免税事業者に該当するかを確認してみよう。

周知のとおり、基準期間等のない課税期間における消費税の納税義務は、課税期間開始日の資本金で決まる。当社は資本金が2,000万円のため、基準期間のない1期目、2期目は、課税事業者となる。

一方、3期目は1期目が基準期間であり、かつ2期日の前半期が特定期間となるため、両者の課税売上高を参照する必要がある。この場合、1期目は課税売上高がゼロであるため、基準期間の課税売上高による判定上は、3期目は免税事業者となる。

次に、特定期間の判定を行うが、2期日の前半期の課税売上高等が1,000万円以下であれば、3期目は免税事業者となる。このため、2期目についても確認する必要があるが、3期目が免税事業者となるのであれば、調査官の指摘が正しいことになる。

### ■ 経理部門が検討すべきポイント

#### 単体ベースでも3期納税義務を確認する

免税事業者になると一般的には有利であるため、気が抜けてこのようなケアレスミスが発生しやすい。特に、常に課税事業者となる大企業が新規に子会社を作る場合には、納税義務に注意がいかないこともあって、このようなミスが発生する可能性が高い。

この点に関し、平成26年4月1日以後に設立された、課税売上高5億円超の法人の一定の子会社等については、新設法人の資本金が1,000万円未満でも課税事業者となるとされている（消法12の3）。しかし、この規定はあくまでも子会社等の基準期間がない課税期間において適用されるものであり、基準期間がある課税期間には適用されない。このため、あくまでもグループ会社ベースではなく、会社単体の単位でも課税売上高を把握しておかなければならぬのである。

ミスを防ぐためには、会社単体別に、前期・当期・翌期と3期の納税義務を確認することを徹底しておく必要がある。